

令和2年（2020年）9月1日

竜王町立幼稚園 保護者の皆様

竜王町教育委員会教育長 甲津 和寿

町立幼稚園における第2学期の開始にあたって（お知らせとお願い）

日頃は、町立幼稚園の教育活動に、格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の防止対策や暑さ対策を講じながらの6月1日から8月7日までの48日間、保護者や地域の皆様から多大なるご理解やご協力を賜り、1学期を無事に終えることができましたことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本日、町立幼稚園におきまして、第2学期を開始いたしました。

教育委員会では、今後も、新型コロナウイルス感染症の全国的、また県内での感染拡大状況を常時把握し、持続可能な感染症防止対策を徹底しながら、子どもの健やかな成長と確かな学びを保障できるよう取り組んでまいります。

つきましては、2学期の始業にあたり、下記のとおり改めてお知らせとお願いをさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 2学期の開始にあたって

○開始日 令和2年9月1日（火）

○2学期の給食は、9月3日（木）から実施します。

○まだまだ暑い日が続いていますので、個々のお子さんの様子に配慮しながら園生活のリズムを取り戻し、安心して遊びや生活に取り組んでいけるよう、ゆったりと進めていきます。

2. 感染症防止対策にかかるお願いと教育活動について

（1）基本的な感染症対策

①感染源を絶つこと

ア 家庭での毎日の検温及び風邪症状の確認をお願いします。

※発熱がある場合、風邪症状がある時は必ず自宅で休養させてください。

イ 自宅で確認できなかった園児は幼稚園で検温及び風邪症状の確認をします。

※発熱などが確認された場合は早退していただくこととなりますので、常に連絡が取れる体制を整えておいてください。

②感染経路を絶つこと

ア ご家庭でも日常的な手洗いや咳エチケットに努めてください。

イ 外出時等のマスク着用の習慣化に努めてください。

ただし、登降園時等、戸外では熱中症のリスクが高くなるため、園児間の距離を確保するなどして、マスクを外すようしてください。スクールバス乗車時にはマスクの着用をお願いします。

③抵抗力を高める

通常通りの園生活が始まると、疲れもたまります。さらに、熱中症防止対策のためにも、十分な睡眠時間の確保とバランスのとれた食事に心がけてください。

(2) 園行事等の見直し

各園における行事については、それぞれ工夫を凝らした上で形を変えて実施することにより、園児にとってより楽しく心に残るものにしていきたいと考えております。

以下は、現時点での予定であり、今後の感染拡大状況によっては変更や中止せざるを得ないこともあることをご理解くださるようお願いいたします。

① **運動会**は、規模を縮小し、**半日開催**とします。三密を避けるため内容を工夫するとともに、保護者の皆様の参観についてもご配慮いただくことがあります。詳しくは、各園からお知らせします。

② **社会見学バス旅行（4・5歳児）**については、昨今の新型コロナウイルス感染症の全国的、また滋賀県内での感染拡大傾向から、園児の安全を最優先し、行先や交通手段を変更して実施することとします。

なお、園外活動を通じて、興味関心を高めるとともに集団行動や公共の場でのルールを守り、有意義な体験が出来るといった教育的意義を大切に考え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で実施することとします。詳しい内容等は、各園からお知らせします。

(3) 2学期以降の流れについて

現時点での2学期以降の流れについては、下記のとおりとします。教育日数の確保とともに、教育内容の充実を図っていきます。

【2学期終業式】	令和2年12月25日（金）
【冬季休業期間】	令和2年12月26日（土）～ 令和3年1月5日（火）
【3学期始業式】	令和3年 1月 6日（水）
【保育修了証書授与式】	令和3年 3月17日（水）
【修了式】	令和3年 3月24日（水）

※ただし、今後の感染症の拡大状況等により変更する場合があります。

3. 園児または教職員に感染者が発生した場合の出席停止や臨時休業の基準について

1学期末に配付しました「新型コロナウイルス感染症における『出席停止措置並びに臨時休業の実施』等の対応について」に基づき、以下のようにご対応ください。

①感染が確認された園児等…医師が治癒したと判断するまでの期間は「出席停止」

②濃厚接触者にあたりと特定された園児等…感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間は「出席停止」

③園児または教職員に感染者が確認された場合は、保健所の調査協力のための「臨時休業」を実施。

保健所により濃厚接触者が特定されるまでの間、「臨時休業」を実施し、保健所による行動履歴把握や濃厚接触者特定等の調査に協力します。

期間中、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の消毒作業を実施します。

(概ね3日程度)

休業実施の有無、規模（学級閉鎖・学年閉鎖・園閉鎖）及び期間については、関係機関と協議し、判断します。保護者の皆様には、急な対応をお願いすることもあります。子どもたちを含め、町民の皆様の命を守る対応でありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、報道機関等には、関係者のプライバシーに配慮し、園名等は公表しません。

保護者の皆様におかれましても、SNSへの書き込み等による情報の拡散や不確かな情報の発信をなされないようご配慮をお願いします。

また、上記の点について、保護者の皆様からもお子様へのご指導をよろしくをお願いします。

4. 園児の欠席の扱いについて

新型コロナウイルス感染症の防止や不安等で登園を見合わせたいと希望される場合は、園と保護者の方とが十分な話し合いを持ち、保護者の方が欠席を望まれる場合は「出席停止」とし、できるだけの個別支援を行います。

5. 感染症に関する指導について

園児に対し、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症防止対策について、発達段階に応じて、感染を避ける行動に気付き行動できるように指導していきます。

感染症防止対策を徹底しつつも、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、医療・保健関係機関や専門家と連携した保健衛生体制を築いていきます。